

(意見書案第 20 号)

## 核兵器禁止条約の調印を求める意見書

本年 7 月にニューヨークの国連会議で採択された「核兵器禁止条約」は、被爆者と世界の諸国民に大きな希望を与え、被爆者が国連会議で「この日を 70 年以上待ち続けていた」と声を詰まらせた姿は共感と感動を広げた。

「核兵器禁止条約」は前文で「ヒバクシャ」や核実験被害者の「容認しがたい苦難と損害」を特記し、被爆者とともに核兵器禁止全面廃絶へ進む意思を示したもので、世界の英知が結実している。

国連加盟国の 6 割以上の賛成で採択されたことは、核兵器を違法化する新たな規範を確立したことを意味し、条約に参加していない核兵器保有国とその同盟国も、政治的・道義的な拘束を受けることになる。

9 月 20 日に条約の署名が始まり、今後は、調印と批准のスピードが注目される中、被爆国である我が国が、核兵器禁止条約に調印し批准することが国際社会に求められ、全世界の人々から待ち望まれている。

よって、国においては、現在、日本が進めている核兵器廃絶に向けての対話をさらに進め、核保有国と非保有国間の溝を埋め、核保有国の条約への賛成を得られるよう努力するとともに、一刻も早く条約に調印するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 15 日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣

} 宛